



令6周土第 1 号の 155

令和 7 年 3 月 21 日

(株) 徳機製作所

岡田 直矢 様

山口県知事

村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

令和 7年 3月17日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可（般－7）第 11131 号

許可の有効期間 令和 7年 4月21日 から 令和 12年 4月20日 まで

建設業 の 種類
鋼構造物工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 12 年 3 月 21 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010